

目 次

規 則

平成21年12月に支給する期末手当の特例に関する規則
津市職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則

告 示

公示送達

公示送達

国民健康保険被保険者証の無効

市道路線の区域変更

市道路線の供用開始

保管屋外広告物

自動車臨時運行許可標識の無効

公示送達

平成21年度津市農業委員会臨時総会の招集

公示送達

公 告

開発行為に関する工事の完了

津市森林整備計画変更計画書の縦覧

犬の抑留

犬の抑留

建設工事等の事後審査型条件付一般競争入札の執行

犬の抑留

津市農用地利用集積計画

水道局公告

事後審査型条件付一般競争入札の執行

選挙管理委員会告示

選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び6分の1の数並びに3分の1の数

津市農業委員会委員選挙における当選人

監査委員告示

監査結果の公表

平成21年12月に支給する期末手当の特例に関する規則をここに公布する。

平成21年12月1日

津市長 松田直久

津市規則第37号

平成21年12月に支給する期末手当の特例に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、津市職員の給与に関する条例及び津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（平成21年津市条例第44号。以下「平成21年改正給与条例」という。）附則第2項の規定による平成21年12月に支給する期末手当に関し必要な事項を定めるものとする。

（減額改定対象職員となった者の平成21年改正給与条例附則第2項第1号の給料等の月額算定の基準となる日の特例）

第2条 平成21年改正給与条例附則第2項第1号の規則で定める日は、平成21年4月2日（同日から同年12月1日（同月に支給する期末手当について平成21年改正給与条例第1条の規定による改正後の津市職員の給与に関する条例第32条第1項後段又は第41条第6項の規定の適用を受ける職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日。以下「基準日」という。）までの期間において新たに職員となった日がある場合は当該日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち最も遅い日））から基準日までの期間における減額改定対象職員（同号に規定する減額改定対象職員をいう。以下同じ。）となった日のうち最も早い日とする。

（在職しなかった期間等がある職員の平成21年改正給与条例附則第2項第1号の月数の算定）

第3条 平成21年改正給与条例附則第2項第1号の規則で定める期間は、次に掲げる期間とする。

(1) 職員として在職しなかった期間

(2) 休職期間（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）第28条第2項の規定により休職にされていた期間（給料の全額を支給された期間を除く。）をいう。）、派遣期間（津市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成18年津市条例第37号）第2条第

1 項の規定により派遣されていた期間（給料の全額を支給された期間を除く。）をいう。）、育児休業期間（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号。以下「育児休業法」という。）第 2 条の規定により育児休業をしていた期間をいう。）又は育児短時間勤務等期間（育児休業法第 10 条第 1 項に規定する育児短時間勤務及び同法第 17 条の規定による短時間勤務をしていた期間をいう。）

(3) 停職期間（地公法第 29 条の規定により停職にされていた期間をいう。）

(4) 育児休業法第 19 条第 2 項又は津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 18 年津市条例第 34 号）第 16 条第 3 項の規定により給与を減額された期間

(5) 津市職員の給与に関する条例（平成 18 年津市条例第 42 号）第 38 条の規定により給与を減額された期間

(6) 減額改定対象職員以外の職員であった期間

2 平成 21 年改正給与条例附則第 2 項第 1 号の規則で定める月数は、平成 21 年 4 月からこの規則の施行の日の属する月の前月までの各月のうち次のいずれかに該当する月の数とする。

(1) 前項第 1 号、第 2 号、第 4 号又は第 6 号に掲げる期間のある月

(2) 前項第 3 号又は第 5 号に掲げる期間のある月（前号に該当する月を除く。）

であって、その月について支給された給料の額が平成 21 年改正給与条例附則第 2 項第 1 号に規定する合計額に 100 分の 0.24 を乗じて得た額（次条において「附則第 2 項第 1 号基礎額」という。）に満たないもの（端数計算）

第 4 条 附則第 2 項第 1 号基礎額又は平成 21 年改正給与条例附則第 2 項第 2 号に掲げる額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（委任）

第 5 条 この規則に定めるもののほか、平成 21 年 12 月に支給する期末手当の特例の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

津市職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年12月1日

津市長 松 田 直 久

津市規則第38号

津市職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則の一部を改正する規則

津市職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則（平成19年津市規則第6号）の一部を次のように改正する。

附則第3項第1号中「管理職手当」の次に「（津市職員の給与に関する条例及び津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（平成21年津市条例第44号）の施行の日（以下「基準日」という。）において同条例附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員（以下「減額改定対象職員」という。）である者にあつては、当該管理職手当に100分の99.76を乗じて得た額）」を加え、同項第2号から第4号までの規定中「管理職手当」の次に「（基準日において減額改定対象職員である者にあつては、当該管理職手当に100分の99.76を乗じて得た額）」を加え、同項第5号中「した場合に」を「して」に、「準じてその者が受けることとなる管理職手当」を「よるものとした場合の額」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

津市告示第 2 4 5 号

下記の者の平成 2 1 年度国民健康保険料納入通知書は、住所居所不明等のため送達することができないので、国民健康保険法第 7 8 条により準用する地方税法第 2 0 条の 2 の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市健康福祉部保険年金課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付する。

平成 2 1 年 1 2 月 3 日

津市長 松 田 直 久

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	備考
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇 〇〇	
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇 〇〇	
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇 〇〇	
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇 〇〇〇	
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇 〇〇	
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇 〇〇〇	
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇 〇〇	
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇 〇〇	
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇 〇〇	
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇 〇〇	
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇	〇〇 〇	
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇〇	〇〇 〇〇	
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇 〇	
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇	〇〇 〇〇	
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇 〇〇	

[illegible]

[illegible]

○○○○○○○○○○○○○○○○○○	○○ ○○	
○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○	○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○	
○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○	○ ○○	
○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○	○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○	平成 20 年度 分
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○	○○ ○○○○	
○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○	○○ ○○	
○○○○○○○○○○○○○○○○○○	○ ○○	
○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○	○○ ○○	
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○	○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○	
○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○	○○ ○○	
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○	○○ ○○	
○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○	○○ ○○	
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○	○○ ○○○○	

津市告示第 2 4 6 号

下記の者の納期限変更告知書および平成 2 1 年度市県民税 3 期督促状は、住所居所不明のため、送達することができないので、地方税法第 2 0 条の 2 の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市政策財務部収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付する。

平成 2 1 年 1 2 月 3 日

津市長 松 田 直 久

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇 〇〇	納期限変更告知書 平成 2 1 年度市県民税 3 期督促状

注意：地方税法第 2 0 条の 2 第 3 項の規定により、公示送達をした日から起算して 7 日を経過したときに、書類の送達があったものとみなす。

津市告示第 2 4 7 号

下記に係る国民健康保険被保険者証は無効であることを告示する。

平成 2 1 年 1 2 月 7 日

津市長 松 田 直 久

記

国民健康保険被保険者証

記号番号	交付年月日	無効となった日
7 1 6 0 1 4 1	平成 2 1 年 1 0 月 1 日	平成 2 1 年 1 1 月 1 6 日
2 1 5 3 4 9 7	平成 2 1 年 1 0 月 1 日	平成 2 1 年 1 1 月 2 7 日

津市告示第 2 4 8 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更した。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成 2 1 年 1 2 月 1 0 日

津市長 松 田 直 久

- 1 路線名 4201 八町押加部町第 1 号線
道路の区域

区域	新旧の別	幅員（m）	延長（m）
津市押加部町 539 番地先から 津市八町三丁目 329 番 2 地先まで	旧	5.7～20.0	290.0
津市押加部町 539 番地先から 津市八町三丁目 329 番 2 地先まで	新	20.0～29.0	290.0

津市告示第 2 4 9 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始した。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成 2 1 年 1 2 月 1 0 日

津市長 松 田 直 久

整理番号	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始 年月日
4 2 0 1	八町押加部町第 1 号線	津市押加部町 539 番地先 から	平成 21 年 12 月 10 日
		津市八町三丁目 329 番 2 地先まで	

津市告示第250号

三重県屋外広告物条例（昭和41年条例第45号）第19条の2第1項の規定により、下記のとおり広告物又は掲出物件を保管したので、同条第2項の規定により告示する。

平成21年12月10日

津市長 松田直久

1 保管した広告物又は掲出物件の種類及び数量等

保管した広告物又は掲出物件を除去した日	保管した広告物又は掲出物件の放置されていた場所	保管した広告物若しくは掲出物件の名称又は種類及び数量
自 平成21年11月24日 至 平成21年11月24日	安濃町川西、安濃町内多、芸濃町棕本、一身田豊野、高茶屋小森町	はり札 7枚
自 平成21年11月25日 至 平成21年11月25日	藤方、大倉、雲出伊倉津町、雲出本郷町	はり札 7枚

2 保管した広告物又は掲出物件の返還に関する事項

返還を希望する者は、次の申出先に申し出るものとする。

（申出先） 津市建設部津北工事事務所補修担当

津市高茶屋小森上野町1185番地1 電話(059)235-5655

津市告示第 251 号

下記に係る自動車臨時運行許可証及び自動車臨時運行許可番号標は無効であることを告示する。

平成 21 年 12 月 10 日

津市長 松 田 直 久

記

自動車臨時運行許可証及び自動車臨時運行許可番号標

許可証及び許可番号標	許可年月日	無効となった日
三重 13-60 津	平成 20 年 11 月 27 日	平成 21 年 11 月 26 日

下記の者の平成 17 年度市民税・県民税の督促状は、住所居所不明のため、送達することができないので、地方税法第 20 条の 2 の規定により公示送達する。

平成21年12月14日

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇	〇〇 〇〇	平成 1 7 年度市民税・県民 税の督促状、

注意：地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなす。

津市告示第 2 5 3 号

平成 2 1 年度津市農業委員会臨時総会を次のとおり招集する。

平成 2 1 年 1 2 月 1 4 日

津市長 松 田 直 久

1 招集の日時

平成 2 2 年 1 月 6 日（水）午後 1 時 3 0 分

2 招集の場所

津リージョンプラザ 2 階視聴覚室

3 会議の事項

(1) 会長の選出について

(2) 会長職務代理者の選出について

(3) 農地部会委員及び農業振興部会委員の互選について

(4) 部会長及び部会長職務代理者の選出について

(5) 農業委員会だより編集委員の選出について

津市告示第 2 5 4 号

下記の者に対する差押調書、配当計算書及び充当通知書は、住所居所不明のため、送達することができないので、地方税法第 2 0 条の 2 の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市政策財務部収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付する。

平成 2 1 年 1 2 月 1 4 日

津市長 松 田 直 久

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
津市上浜町二丁目 1 2 1 番 地の 1	株式会社ユニバーサルカンパニー	差押調書、配当計算書、 充当通知書

津市公告第 175 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第 36 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

平成 21 年 12 月 1 日

津市長 松 田 直 久

- 1 工事完了年月日
平成 21 年 11 月 27 日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市垂水字法ケ広 1815 ほか 27 筆
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
津市久居野村町 506-4
株式会社プラスワン
代表取締役 神田 孝之

津市公告第176号

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の5第1項の規定により、津市森林整備計画の変更計画をたてたので、同法第10条の5第8項の規定により次のとおり公表し、当該変更計画を縦覧に供します。

平成21年12月2日

津市長 松 田 直 久

1 縦覧場所

津市白山町川口892番地 白山庁舎2階
農林水産部林業振興室

2 縦覧期間

自 平成21年12月2日
至 平成21年12月31日

津市公告第177号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第8項の規定により公告します。

平成21年12月2日

津市長 松田直久

- 1 抑留日 平成21年11月30日
2 抑留期間 平成21年12月7日まで

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市 芸濃町河内	紀州犬	白	メス	中	91日 以上	
2	津市 白山町佐田	雑種	薄茶	オス	中	91日 以上	首輪あり

- 3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 059-229-3282

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 059-223-5192

津市公告第178号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第8項の規定により公告します。

平成21年12月4日

津市長 松田直久

- 1 抑留日 平成21年12月2日
- 2 抑留期間 平成21年12月9日まで

番号	捕獲した 場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市 白塚町	雑種	白	オス	中	91日 以上	

- 3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 059-229-3282

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 059-223-5192

津市公告第 1 7 9 号

建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 第 1 項及び津市契約規則（平成 1 8 年津市規則第 4 0 号）第 4 条の規定により、次のとおり公告します。

平成 2 1 年 1 2 月 7 日

津市長 松 田 直 久

記

別紙のとおり

事後審査型条件付一般競争入札

421120701

公 告 日	平成21年12月7日	工 事 担 当 課	津北工事事務所	
工 事 名	平成21年度北道街補第4号 上浜元町線道路改良(舗装)工事			
工 事 場 所	津市 西古河町ほか3町	地内		
工 事 概 要	表層 4,755m ² 側溝工(U型400) 14m 側溝工(L型500) 43m 側溝工(自由勾配300) 41m			
工 期	契約締結の日から 平成22年3月29日 まで			
発 注 業 種	ほ装			
参加資格 に関する 事項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	A		
	地 域 ・ 格付要件	【フック】	【地区】	【格付】
		【フック】	【地区】	【格付】
		【フック】	【地区】	【格付】
	同種工事 実績要件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	2級土木施工管理技士(土木)又は同等以上(専任配置)	
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)	
	その他要件			
設計図書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成21年12月18日 まで		
	閲 覧 場 所	調達契約課・津北工事事務所・津南工事事務所		
設計図書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成21年12月18日 まで		
	販 売 店	アサヒ感光社 津市半田141 TEL059-226-5214		
設計図書等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	平成21年12月10日 午後5時 まで		
	回 答 日	平成21年12月15日 ホームページにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333		
入札方法等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提 出 期 限	平成21年12月18日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 郵便事業(株)津支店 留 津市役所 調達契約課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	平成21年12月22日 午前11時50分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予 定 価 格	30,594,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。			

津市公告第180号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第8項の規定により公告します。

平成21年12月8日

津市長 松田直久

1 抑留日 平成21年12月7日

2 抑留期間 平成21年12月14日まで

番号	捕獲した 場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市 安濃町内多	雑種	茶	オス	中	91日 以上	首輪あり

3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 059-229-3282

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 059-223-5192

津市公告第181号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、津市農用地利用集積計画を定めましたので、同法第19条の規定により公告します。

平成21年12月10日

津市長 松田直久

津市水道局公告第 17 号

建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項及び津市契約規則（平成 18 年津市規則第 40 号）第 4 条の規定により、次のとおり公告します。

平成 21 年 12 月 14 日

津市水道事業管理者 平 井 秀 次

記

別紙のとおり

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	平成21年12月14日	工 事 担 当 課	浄水課	
工 事 名	平成21年度 浄水第42号 安濃中央配水池1号水位計取替修繕			
工 事 場 所	津市 安濃町草生	地内		
工 事 概 要	1号水位計取替（投げ込み式） 1台			
工 期	契約締結の日から 平成22年3月29日 まで			
発 注 業 種	電気			
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	東海三県（愛知県、岐阜県、三重県）内本店又は支店等		
	格付要件	なし		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾞﾛｯｸ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾞﾛｯｸ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾞﾛｯｸ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾞﾛｯｸ】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件	過去10年間に於いて官公庁等が発注した工事（修繕を含む）で、元請として上水道施設の電気設備（計装機器）の製作又は据付の実績を有する者であること		
	技 術 者 要 件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(津市発注工事における専任配置)	
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)	
その他要件	年平均完成工事高を有すること（審査基準日 平成19年10月1日～平成20年9月30日）			
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成22年1月12日 まで		
	閲 覧 場 所	水道総務課		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成22年1月12日 まで		
	販 売 店	アサヒ感光社 津市半田141 TEL059(226)5214		
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	平成21年12月24日 午後5時まで		
	回 答 日	平成22年1月6日 ホームページにて回答		
	提 出 先	水道総務課契約財産担当（津市水道局庁舎1階） FAX059-237-5819		
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）		
	提 出 期 限	平成22年1月12日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 津中央郵便局留 津市水道局 水道総務課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	平成22年1月15日 午前10時00分 津市水道局 2階 入札室			
予 定 価 格	1,589,000 円 （税抜き）			
最低制限価格	無			
入札保証金	免 除			
契約保証金	免 除			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・技術者要件欄に記載した津市発注工事とは、水道局又は調達契約課発注工事で担当課執行分を除く。			

津市選挙管理委員会告示第93号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同法第4条第11項及び第5条第15項の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項、第86条第1項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数を次のとおり告示する。

平成21年12月2日

津市選挙管理委員会
委員長 大橋達郎

1	50分の1の数	4,626人
2	6分の1の数	38,548人
3	3分の1の数	77,096人

津市選挙管理委員会告示第94号

平成21年12月6日執行の津市農業委員会委員選挙において、次の者が当選人となったので農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第11条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第101条の3第2項の規定により告示する。

平成21年12月7日

津市選挙管理委員会

委員長 大 橋 達 郎

別紙のとおり

選挙区	住所	氏名
第 1 選挙区	津市産品 4 4 0 番地	野田 悟
	津市片田田中町 1 8 8 0 番地	野田 久忠
	津市安東町 2 7 7 番地	太田 義政
	津市半田 1 9 0 5 番地	眞弓 純一
第 2 選挙区	津市高野尾町 4 6 2 8 番地	赤塚 薫
	津市一身田平野 4 7 8 番地	青木 正司
	津市大里窪田町 9 7 5 番地	伊藤 征一
	津市栗真小川町 1 5 8 5 番地	林 雅則
第 3 選挙区	津市雲出長常町 8 0 8 番地	奥山 正夫
	津市藤方 1 4 5 3 番地	原田 一夫
	津市香良洲町 4 8 1 番地	後藤 勝
第 4 選挙区	津市久居明神町 1 5 3 0 番地 2	諸戸 善昭
	津市榑原町 3 1 3 4 番地	堀川 忠重
	津市戸木町 2 0 8 0 番地	大井 一司
	津市久居一色町 8 7 4 番地	鈴木 照正
	津市須ヶ瀬町 2 6 2 番地	笠井 克己
	津市木造町 1 9 1 8 番地 2	田口 慶則
第 5 選挙区	津市河芸町三行 1 2 6 1 番地	喜多 義幸
	津市河芸町東千里 6 5 5 番地 2	清水 文兵衛
	津市河芸町中別保 2 2 1 3 番地	阪 芳一
第 6 選挙区	津市芸濃町楠原 4 3 2 番地	増地 和久
	津市芸濃町雲林院 8 3 4 番地 1 0	片岡 正春
	津市芸濃町北神山 3 5 2 番地	田中 茂人
	津市芸濃町棕本 6 3 6 番地	牧野 礼吉
第 7 選挙区	津市美里町穴倉 1 7 5 7 番地 1	若林 隆
	津市美里町足坂 6 1 5 番地	村治 隆史
第 8 選挙区	津市安濃町安濃 1 7 3 番地 2	佐脇 要
	津市安濃町草生 1 4 6 9 番地	清水 清
	津市安濃町田端上野 5 7 1 番地	中林 長一
	津市安濃町光明寺 6 0 番地	小宮 無人
第 9 選挙区	津市一志町大仰 2 1 2 9 番地	長谷川 博
	津市一志町高野 1 1 5 3 番地 2	田中 竹次
	津市一志町八太 1 6 4 6 番地 1	守山 孝之
第 10 選挙区	津市白山町藤 1 9 6 番地	浅井 競
	津市白山町上ノ村 8 6 7 番地	森田 正孝
	津市白山町川口 3 2 2 5 番地	池田 昌司
第 11 選挙区	津市美杉町太郎生 6 8 7 番地	中川 和雄
	津市美杉町下之川 2 2 3 6 番地 1	向田 忠美
	津市美杉町竹原 3 7 6 番地 1	萩野 忠司
	津市美杉町川上 3 1 1 2 番地	赤堀 嘉夫

津市監査委員告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく監査の結果を、同条第9項の規定により公表する。

平成21年12月3日

津市監査委員 岡 部 高 樹
津市監査委員 田 端 隆 登
津市監査委員 水 谷 友紀子
津市監査委員 山 中 利 之

監 査 結 果 報 告 書

第1 監査の対象

1 監査対象部局等

監査対象部局等は、次のとおりである。

- (1) 総務部（総務課、法務室（固定資産評価審査委員会を含む。）、行政経営課、人事課、調達契約課、情報企画課）
- (2) 環境部（環境政策課、新最終処分場建設推進課、環境保全課、環境事業課、西部クリーンセンター、河芸美化センター、クリーンセンターおおたか、白銀環境清掃センター、安芸・津衛生センター、クリーンセンターくもず）
- (3) 農林水産部（農林水産政策課、農業共済室、林業振興室、水産振興室、農業基盤整備課）
- (4) 農業委員会事務局
- (5) 選挙管理委員会事務局
- (6) 会計管理室
- (7) 都市計画部（都市計画課、開発指導室、都市整備課、交通政策課、津駅前北部土地地区画整理事務所、建築指導課）
- (8) 健康福祉部（福祉政策課、こども家庭課、こども総合支援室、高齢福祉課、障がい福祉課、援護課、介護保険課、保険年金課、医療助成室、保健センター）
- (9) 建設部（建設政策課、事業調整室、建設維持課、市営住宅課、営繕課、津北工事事務所、津南工事事務所）

- (10) スポーツ・文化振興室（スポーツ振興課、文化振興課、リージョンプラザ）
- (11) 防災危機管理室（防災危機管理課）
- (12) 政策財務部（秘書課、政策課（公平委員会を含む。）、地域振興室、広報室、財政課、市民税課、資産税課、収税課、財産管理課、検査課）
- (13) 商工観光部（産業政策振興課、商業労政振興課、観光振興課）
- (14) 市民部（市民交流課、国際・国内交流室、市民課、人権課、男女共同参画室、地域調整室、アストプラザ）
- (15) 下水道部（下水道政策課、下水道建設課、下水道施設課）
- (16) 水道局（水道総務課、営業課、工務課、浄水課）

第2 監査対象年度

監査対象年度は、原則として平成20年度の財務及び事務の執行を対象とした。

第3 監査の期間

監査の期間は、平成21年4月13日から同年11月25日までである。

第4 監査の方法

監査に当たっては、主に次の諸点に着眼し、監査対象部局等から提出を受けた資料及び関係諸帳簿を調査するとともに、関係職員から説明を聴取した。

- (1) 予算の執行は、計画的かつ効率的に行われているか。
- (2) 会計及び事務処理は、法令等の規定に基づき適正に行われているか。
- (3) 現金の取扱いは、適正に行われているか。
- (4) 財産の管理は、適正に行われているか。
- (5) 各種の帳簿、書類の記帳、保管等は、適正に行われているか。
- (6) 事務処理は、効率的かつ効果的に行われているか。

第5 監査の結果

監査対象部局等における財務及び事務の執行のうち、その是正措置を講じることを求め、又は事務処理等の改善に向けた検討を求める事項については、次に記載するとおりである。極めて軽微な事項又はこれらの事項がない監査対象部局等については、特に記載していない。

なお、市長その他関係する執行機関は、当該監査の結果に基づき、又はこれを参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、当該措置に係る報告書を提出されたい。

1 環境部

(1) 環境保全課

電気自動車（平成10年12月24日取得）について、バッテリー交換に相当の経費を要するため、自動車検査登録を一時抹消の上、保管したままとなっているが、当該自動車の保有の在り方を検討されたい。

(2) クリーンセンターおおたか

職員の労働安全について、平成19年4月に機器の点検作業中に職員の負傷事故が発生しているが、平成20年7月にもプラットホーム内で車両を誘導中に職員の負傷事故が発生していることから、安全対策の再構築を図り、職員の安全確保に万全を期されたい。

(3) 白銀環境清掃センター

平成20年度合併処理浄化槽等保守点検業務委託契約の締結時期について、当該契約は、平成20年7月に締結しており、同年4月から6月までの3か月間、浄化槽の点検が行われていなかった。このことは、浄化槽法に定める保守点検回数を満たしていないことから、今後は、適切な時期に契約を締結されたい。

(4) 安芸・津衛生センター

ア 平成20年度自動ドア点検業務委託契約について

当該契約書で定める業務担当責任者届及び委託業務完成報告書に記載された契約金額が誤っていたため、同センターの職員が修正液を使用してこれを修正していたが、このような修正は妥当を欠くものであることから、適正に契約事務を執行されたい。

イ 平成20年度ダイオキシン類等測定分析業務委託契約について

当該契約の仕様書で定める委託業務完了報告書が受託者から提出されていなかったことから、仕様の徹底を指導の上、適正に業務の履行状況を確認されたい。

(5) クリーンセンターくもず

ア 平成20年度し尿処理施設点検等業務委託契約について

当該契約の仕様書では、完成報告書に点検業務に係る保証書を添付することになっているが、受託者から提出された完成報告書には、当

該保証書が添付されていなかったことから、仕様の徹底を指導の上、適正に業務の履行状況を確認されたい。

イ 平成20年度消防設備等点検業務委託契約について

当該契約の仕様書には、消火器の点検本数を15本と記載していたが、消防用設備等保守点検結果詳細報告書を見ると、19本の消火器について点検報告がされていたことから、仕様書の内容を精査の上、適正に契約事務を執行されたい。

2 農林水産部

(1) 農林水産政策課

地区農政推進協議会交付金について、平成19年度定期監査等結果報告において、当該交付金の精算措置（剰余金の返還）が行われないことの見直し及び効果の検証について所見を述べているが、市内12の地区農政推進協議会は平成19年度決算で総額約323万円の次年度繰越金が生じていたにもかかわらず、市は平成20年度も総額215万円の交付金を交付している。

さらに、平成20年度決算の状況を見ると、交付金の全額を次年度に繰り越している協議会のほか、交付金の使途として妥当を欠く支出がある協議会があった。

これらのことから、当該交付金の在り方について、早急に見直しを検討されたい。

(2) 水産振興室

ア 平成20年度資源管理型種苗養殖・放流事業補助金の執行について

当該補助金の実績報告書に添付された領収書を見たところ、購入した種苗の数量及び単価の記載がなく、適正かつ効率的に補助金が使用されたことを確認し難いものであった。補助の適否を審査するに当たっては、津市行財政改革大綱の「補助金に係る交付指針」（以下「補助金交付指針」という。）の趣旨を踏まえ、充当経費を具体的に把握し、補助の効果についての説明責任が十分に果たせるよう、適正な事務処理に努められたい。

イ 白塚漁港海岸保全区域内における占用許可に係る占用料の徴収について

当該占用料の徴収については、海岸法第11条に基づくもので、三重県海岸占用料等徴収条例に定める占用料の額を準用して徴収してい

るが、地方自治法第228条第1項の趣旨を踏まえ、条例制定の必要性を検討されたい。

(3) 農業基盤整備課

ア 督促状の記載事項の是正について

平成20年度農業集落排水事業電算業務委託契約により納品された農業集落排水処理施設使用料に係る督促状には、滞納処分を行う場合があるとの記載事項があったが、当該使用料は、滞納処分を行うことができる「法律に定める使用料」（地方自治法第231条の3第3項）ではないと解することから、当該記載事項を是正されたい。

イ 平成20年度雲出井用水維持管理事業補助金の執行について

当該補助金の実績報告書を見たところ、充当経費の具体的な内容が明らかでなく、適正かつ効率的に補助金が使用されたことを確認し難いものであった。補助の適否を審査するに当たっては、補助金交付指針の趣旨を踏まえ、充当経費を具体的に把握し、補助の効果についての説明責任が十分に果たせるよう、適正な事務処理に努められたい。

3 都市計画部

(1) 交通政策課

津なぎさまち内旅客船ターミナルの指定管理について、平成20年度の指定管理委託料は約3,748万円で、指定管理業務に係る収入総額（約4,100万円）の91.4パーセントを占めているが、指定管理経費（約4,008万円）のうち、指定管理者が本市の承諾を得て特定の事業者にも再委託する駐車場警備業務費の総額は約2,080万円で、指定管理経費の51.9パーセントを占めている。当該業務の再委託は、同ターミナルに隣接し、指定管理者である事業者が経営する民間商業施設との一体的な業務の発注により経費節減を図ろうとするものであるが、当該業務の再委託に当たっては、指定管理経費の一層の節減が望まれることから、指定管理者の主体性を尊重しつつ、競争入札の導入について検討されるよう、指導・助言されたい。

4 健康福祉部

(1) 福祉政策課

本市が借り上げる津センターパレスの一部フロアについて、津市社会福祉協議会の本部及び津支部事務所の用途として同協議会に無償で利用させているが、同協議会による直接借上げなどを検討されたい。

(2) こども総合支援室

国のモデル事業である地域ICT利活用モデル構築事業について、平成20年度末日現在の子育て支援登録者数は597件（同室調べ）で、目標の1,000件に及ばず、ホームページ上の「子育て日記」を見ても、ほとんど更新されていない。

当該事業の予算計画を見ると、情報通信システム開発経費、機器類のリース経費など、平成19年度から平成23年度までの5か年で総額1億3,000万円以上の経費が見込まれる一方、その財源となる国庫委託費は平成21年度が最後となり、その後は市費が主な財源として見込まれることから、事業の実績を踏まえた費用対効果を十分に検証し、より効果的かつ効率的な事業の推進に取り組まれない。

(3) 援護課

ケースワーカーの配置数について、平成21年4月1日現在14人であり、社会福祉法第16条の規定に基づく標準数を下回っていることから、生活保護の実施に支障を来たさないよう、適正配置に向けて努められたい。

5 建設部

(1) 建設維持課

急傾斜地崩壊対策事業に係る分担金の徴収について、納入義務者への納入通知に際し、分担金決定処分に関する不服申立て及び処分の取消しの訴えに係る教示をしていなかったことから、行政不服審査法（異議申立期間については、地方自治法第229条第3項）及び行政事件訴訟法の定めるところにより、必要事項について教示されたい。

(2) 市営住宅課

ア 普通財産賃貸料の歳入科目について

高洲町地内の土地（普通財産）の賃貸料を行政財産使用料として収納しているが、当該賃貸料の歳入科目は財産貸付収入であることから、これを是正されたい。

イ 住宅新築資金等貸付金の未収金について

長期滞納者2人に対し法的措置を含めた納付指導を行ったところ、当該未収金が一括返還され、早期回収に効果的であったことから、今後とも法的措置を踏まえた積極的な滞納整理に努められたい。

(3) 津南工事事務所

平成20年度雲出井用水路維持管理負担金の執行について、事業実績の確認を書類審査の方法により行っているが、事業完了報告書等を見たところ、作業状況写真帳に実施日が記載されておらず、また、外部委託された業務に係る領収書の添付もなく、十分な書類審査を行っていなかったことから、雲出井土地改良区に対し、より詳細な報告を求めるなど適正な事務処理に努められたい。

6 スポーツ・文化振興室

(1) スポーツ振興課

津市民プールの施設管理業務委託契約について、コインロッカー使用料の集計表等が整備されておらず、日常業務等完了報告が提出されていないなどの不備が見られたので、受託者への指導等所要の是正措置を講じられたい。

7 政策財務部

(1) 広報室

広報津（平成21年1月1日号）の印刷について、校正誤りによる刷り直し費用を追加して支払っていたことから、校正業務の体制を見直されたい。

8 商工観光部

(1) 観光振興課

津市フィルムコミッション事業補助金について、映像制作の支援などを行う「ロケッ津」の活動経費を補助するもので、主な充当経費は、三重映画フェスティバルへの協賛金のほか、報償費、旅費等であり、当該団体の自主財源が一切充てられていない。

特に協賛金への充当は、補助金交付指針の趣旨に照らし、妥当ではないと解することから、当該補助金の在り方について、見直しを検討されたい。

9 市民部

(1) 国際・国内交流室

平成20年度ひさい国際交流協会事業補助金について、その事業費を補助の対象とするものであるが、実績報告書を見たところ、総会や理事会といった運営経費にも充当されており、補助金交付指針の趣旨に照らし、妥当ではないと解することから、当該補助金の在り方について、見直しを検討されたい。

(2) 市民課

ア 納入通知書の送付時期について

平成20年度の歳入として収納した行政財産使用料の納入通知書を平成21年4月2日付けで送付していたことから、今後は、歳入すべき年度内に送付されたい。

イ 切手受払簿の記帳について

平成20年12月に葉書を6,000枚購入しているが、切手受払簿に記帳していなかったことから、早急に記帳されたい。

10 水道局

(1) 水道総務課

行政財産の管理について、従来、河辺配水池敷地内において使用許可をすることなく電柱の支柱が設置され、平成20年12月に使用許可をしていたが、今後、適正な行政財産の管理に努められたい。

(2) 浄水課

自動車損害賠償責任保険の契約期間について、片田浄水場では原動機付自転車を3台所管しており、このうち2台の自賠責保険の契約期間が1年間となっていたが、経済性等の観点から、今後、複数年契約を検討されたい。